

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会（第3回）議事要旨

1 日 時

平成30年10月24日（水）15時～17時

2 場 所

最高検察庁20階大会議室

3 議 題

- (1) 『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案」の骨子
- (2) 全国知事会及び外国人労働者政策に関する民間有識者からのヒアリング
- (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策

4 資 料

- 1 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について
- 2 新たな外国人材の受入れに関する在留資格「特定技能」の創設について
- 3 ヒアリング出席者資料
- 4 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策（2）
- 5 関係者ヒアリング結果概要
- 6 有識者資料

5 概 要

議題（1）について法務省から資料1及び2に基づき説明を行った後、議題（2）について全国知事会及び民間有識者から資料3に基づき説明がなされた。

その後、事務局から議題（3）について資料4に基づき説明を行うとともに、第2回検討会後に行われたヒアリングの結果について資料5に基づいて報告を行った。

これらを踏まえ意見交換を行ったところ、有識者から以下の要旨の発言がなされるなどした。

日本語教育機関における教育内容の質を継続的に確保するために、法務省と文部科学省で協力しながら検討を行っていることは評価できる。教育機関ごとに教育内容に質的な差があることから、客観的な指標により判断できるように検討を進めてもらいたい。

外国人の社会保険の加入促進のためには、法務省と厚生労働省の情報連携が重要である。今後、把握が必要な個人の情報は増加すると思われるが、特定の個人を認識するためのキーとなる番号として何を利用するのか。マイナンバーは想定されて

いるのか。

市町村における外国人材の受入れを考えるに当たっては、まず在留状況を確実に把握し、住民税の未収が生じないようにすることが重要である。

市町村としては、特定技能2号に係る者については、その子弟の教育について対応を検討する必要がある、更に言えば、孫の代の教育まで考慮する必要がある。

ヒアリング出席者から、日系ブラジル人等が多数居住する県市が連携して行っている取組があるとの説明があったが、そのような広範囲の協力が効果的な事業としてはどのようなものがあるか。

資料4において、政府基本方針等における検討に委ねるとして斜体字にしている箇所があるが、国民の理解を得るためには公開のプロセスにおいて議論をすべきである。

外国人材の受入れに当たっては、法務省における在留管理のみでは不十分であり、都道府県労働局の体制を強化して受入れ機関における法令遵守の徹底を図るべきである。

保証金・違約金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するために、外国人からインタビューを実施するという説明があったが、事後的な対応ではなく、そもそもこのようなブローカーを発生させないための取組が必要ではないか。

悪質な仲介事業者の排除のためには送出し国との連携が重要であり、そのために法務省と外務省が連携するのは望ましいことである。

仲介事業者の問題を検討するに当たっては、外国人本人に悪意がなくとも、悪質な仲介事業者のせいで結果的に不法滞在となってしまうような事態も想定する必要がある。不法滞在者の取締りは大事だが、悪意がないのに不法滞在になってしまった者を厳しく処遇するのも酷であるので、このような外国人については、帰国にインセンティブを与えるような事業を政府開発援助の一環として行うべきではないか。

悪質な仲介事業者を介在させないためには、我が国の公的機関が外国に赴いて人材を募集するのが理想であるが、それが困難であれば、しっかりと2国間で協力体制を構築し、仲介事業者による被害等の問題が発生した場合にはその国からの受入れを停止するといった運用を行うべきである。

新たな外国人材について、許可された活動の範囲内での転職を認めるのであれば、送出し国が関与しない形で、日本国内のブローカーが暗躍する可能性がある。

悪質な仲介事業者を排除することや、受入れ企業の法令遵守を徹底することは重要であり、外国人自身が仲介事業者による被害や、受入れ企業における不当な待遇について相談できる窓口を設けるべきである。

相談窓口を設けることは重要だが、複数あると分かりづらいため、ワンストップ型にすることが理想である。

受入れ機関・登録支援機関において外国人に生活指導を行うことは適当である。ただし、個々の機関に丸投げするのではなく、国として標準モデルを作成して示して欲しい。また、生活指導を行うのは就業時間内である必要があることから、時間内で就労と生活指導をバランスさせることが重要である。

受入れ機関・登録支援機関の役割として外国人からの相談・苦情への対応が挙げ

られているが、例えば職場環境に関する苦情を受入れ機関に直接申し出るのは抵抗があるはずなので、相談窓口のような救済機関は別途用意する必要がある。

不法滞在者への対策など在留管理体制の強化は重要だが、国際的な人権基準に適合した形で行う必要がある。送還は重要であるが、在留特別許可、仮放免ともバランス良く運用してほしい。

新しい受入れ制度を活用するのは、今まで外国人材受入れの経験がないような中小企業が中心となるはずであり、登録支援機関が果たす役割は大きなものとなるはずであるので、制度を利用する側の意見を踏まえた制度設計が必要である。

受入れ企業と外国人材のマッチングが適切に行われる制度にする必要がある。

第2回検討会後に実施されたヒアリングの結果説明において、「手厚すぎる対応はよくない。」という自治体職員の意見が紹介されていたところ、就労する外国人材本人への対応としては確かに正しいが、その子弟に対しては可能な限り手厚い対応をすべきであると考ええる。

留学生に対する就職支援について、せっかく日本で学び、日本で就職することを希望している学生が帰国してしまうのはもったいないことである。専門性に応じてうまくマッチングができるとよい。また、多くの日本企業が求める日本語能力試験「N1」は相当レベルが高いため、一律にこの基準を求めることには疑問がある。

(以上)